

北海道文教大学サークル会館管理使用規程

(平成23年7月20日 程 第1号)

(趣 旨)

第1条 この規程は、北海道文教大学（以下「本学」という。）のサークル会館の管理及び使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(使用団体及び目的)

第2条 サークル会館は、次の団体の活動、資料・備品の保管及び管理を目的に使用するものとする。

- ① 本学の学友会中央執行委員会（以下「学友会」という。）
- ② 北海道文教大学学生の課外活動に関する規程により部又はサークルに格付けされた団体で、本学から割り当てを認められた団体
- ③ 学友会及び本学の許可した団体

(管理運営)

第3条 サークル会館の管理運営は、学友会で行うものとする。ただし、学友会の活動状況等を勘案し、当面の間は、鍵の授受管理及び部室の貸し出しの事務手続き等は学生課が行うものとする。

2 サークル会館学友会室及び各部室内の管理については、当該団体代表者が行うものとする。

(使用日時)

第4条 第2条に掲げる団体（以下、「団体等」という。）がサークル会館を使用できる日及び時間は、次の日等を除いた日の9時から21時までとする。

- ① 土曜日、日曜日（ただし、学友会を除く。）
- ② 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- ③ 開学記念日（6月8日）
- ④ 8月13日から16日及び12月28日から1月4日の間並びにその他学園が指定した期間

2 団体等が前項で定める使用可能時間以外及び前項第1号から第2号までの日にサークル会館の使用を希望するときは、1週間前までに教室等使用願を学務部学生課に提出しなければならない。

(使用手続き)

第5条 サークル会館部室の使用を希望する課外活動団体は、別紙様式を毎年指定する期間に学生課に提出し、学生委員会で審査のうえ教授会の議を経て、学長の承認を得るものとする。

(サークル会館会議)

第6条 学友会はサークル会館の管理運営を円滑に行うため、サークル会館会議を行うものとし、サークル会館使用団体の各代表者は、これに出席しなければならない。

(使用方法)

第7条 サークル会館学友会室及び部室の使用方法については、「サークル会館学友会室・部室の使用について」（別記）のとおり取り扱う。

(遵守事項)

第8条 施設の使用に当たっては次の事項を遵守しなければならない。

- ① 使用時間を厳守すること
- ② 火気の取り扱いは特に注意し、危険物を持ち込まないこと
- ③ 使用後の火気、戸締及び消灯等の点検並びに清掃及び備品の整理を行なうこと
- ④ 盗難に十分注意し、備品の管理は団体等の責任で行うこと
- ⑤ 掲示その他これに類似するものは、所定の場所を利用すること
- ⑥ サークル会館の施設、設備及び備品を移動、改造又は貸与しないこと
- ⑦ サークル会館内での宿泊、飲酒、喫煙は禁止とする
- ⑧ サークル会館で使用されるカギは、複製及び学外への持ち出しをしないこと
- ⑨ 電気、水道等の使用に当たっては、節約に努めること

- ⑩ サークル会館の施設、設備等に異常があったときは、速やかに学務部学生課に連絡すること
- ⑪ その他学友会及び本学の指示に従うこと

(使用許可の一時停止)

第9条 次の事項に該当した場合は、使用許可を一時停止する。

- ① 前条及び「サークル会館学友会室・部室の使用について」(別記)に違反した場合
- ② 本学の行事等の為に施設を使用する必要性が生じた場合

(使用許可の取り消し)

第10条 次の事項に該当した場合は、使用許可を取り消すものとする。

- ① 使用許可された課外活動団体の格付けが降格した場合
- ② 特に悪質と判断される違反を犯した場合
- ③ 故意による施設、備品の滅失、損傷、汚損が判明した場合

(損害賠償)

第11条 故意又は重大な過失により施設、備品を滅失、損傷、又は汚損した場合、その損害を賠償しなければならない。

(雑 則)

第12条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

(改 廃)

第13条 この規程の改廃は、本学学生委員会の議を経て、教授会が行う。

附 則

この規程は、平成23年6月17日から施行する。

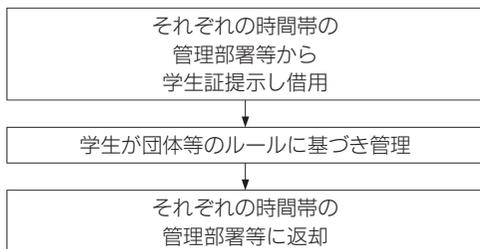
別記（第7条関係）

サークル会館学友会室・部室の使用について

◎ カギの管理部署等

時間帯	平日	土日祝等
～ 9:00	警備室	警備室
9:00～16:30	学生課	警備室
16:30～19:00	学友会	警備室
19:00～	警備室	警備室

◎ カギの管理方法



- カギを借用及び返却する学生は、管理部署等に学生証を提示し、サークル会館カギ貸出台帳に必要事項を記入する。
- カギの複製は厳禁とする。（判明次第サークル会館使用を停止する。）
- 下記の日時に部室の使用を希望する団体は、1週間前までに教室等使用願を学生課に提出する。
 - ・ 平日の9時以前及び21時以降
 - ・ 土曜日、日曜日
 - ・ 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
 - ・ その他学園が指定した期間
- ※ 学園創立記念日（6月8日）、8月13日から16日及び12月28日から1月4日の間並びにその他学園が指定した期間は使用できない。
- サークル会館玄関は、教室等使用願による連絡がない場合、平日の開錠時間は9時から21時までとする。
- ◎ 学友会の代表又は担当者の基本的な1日の流れ。
 - 16:30 学生課から学友会室及び保管している全ての部室のカギを、サークル会館カギ貸出台帳とともに受領する
 - 16:30～19:00 団体の学生にカギを借用・受領しサークル会館カギ貸出台帳に記録する。
 - 19:00 警備室へ学友会室及び保管している全ての部室のカギを、サークル会館カギ貸出台帳とともに預ける。
- ※ カギの返却がされていないときは団体等の連帯責任としてサークル会館使用を停止する。